提案仕様書等に関する質問書の回答(令和6年9月18日公告分)

業務名称		明石市立松が丘保育所給食調理業務委託(長期継続契約)
1	質問	公募型プロポーザル方式業務委託の実施について (P1~2)
		「プロポーザル方式参加要件(4)」について、「営業停止処分を受ける等の食中
		毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分
		後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合
		を除く。」と記載がありますが、業務代行保証人が当該要件に該当する場合、書面
		の書類はいつまでに行えばよいでしょうか。また、書面は事故後クライアント様へ
		提出させていただいた文書にてお認めいただけますでしょうか。
	回答	書面について、改善策に関する記載があれば、事故後クライアント様へ提出いた
		だいた文書でも構いません。「(様式 10) 会社概要書」に添付してご提出ください。
		公募型プロポーザル方式業務委託の実施について (P3)
	質問	「プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所」について、当日の参加人
		数に制限はございますでしょうか。
2		原則として、出席者は最大3名までとしてください。3名を超えて出席を希望さ
	回答	れる場合、申請書等の受付終了後に当日のご案内をいたしますので、その際に担当
		者にお申し出ください。
	質問	提案仕様書 (P6)
		「(1)業務従事者」について、「業務時間のすべてに従事する者(以下「常勤者」
		という。) のうち、1名以上は、保育所・こども園等での給食調理の経験を3年以上
3		有する者であること」と記載がありますが、常勤者の1日あたりの勤務時間の定義
		についてご教示ください。
	回答	「常勤者」は、保育所開所時間内に行われる調理業務において、フルタイムで勤
	凹台	務(会社規定による)する従事者のことを指します。
		提案仕様書(P6)
	質問	「(2)業務責任者」について、「委託者が必要と認める場合を除くほか、契約期
	貝 川	間中(第3条第2項の更新期間を含む)に当該責任者を変更してはならない」とあ
4		りますが、「第3条第2項の更新期間」とは何を指すかご教示ください。
		仕様書における「契約期間中」とは、本契約における 2025 年 4 月 1 日~2028 年
	回答	3月31日の履行期間中のことを指します。なお、「(第3条第2項の更新期間を含
		む)」の「第3条第2項」とは、契約締結時の契約書に記載されている文言となりま
		चे _°

5	質問		提案仕様書 (P13)		
		問	「検便検査」の実施回数について、4~9月は各1回という認識でよろしいでしょ		
			うか?		
			提案仕様書 13 ページ「別表 1:明石市立松が丘保育所給食調理業務委託にかか		
	回	答	る経費の負担区分について」の「検便検査」の記載が誤っておりました。正しくは、		
			提案仕様書 6 ページの「(2)業務従事者の健康管理」に記載のとおり、「月1回以		
			上(6月から9月の間は月2回、その他の期間は月1回)の検便」検査を実施くだ		
			さい。		
			企画提案書作成要領 (P1)		
	質	問	「③業務スケジュール」について、現在同保育所受託中の場合においては提出不		
6			要という認識でよろしいでしょうか。		
			同保育所受託中であっても、業務体制等が変更される場合があることから、業務		
	口	答	スケジュールをご提出ください。なお、業務体制等の変更がない場合、業務スケジ		
			ュールにその旨を記載いただいたうえ、ご提出ください。		
	以下、質問はありません。				